

【用語】勢多郡箱田村—勢多郡北橘村 留場—普化僧の修行や托鉢をさせない地域・場所 示談—当事者間で相談すること 勝手—様子、具合 虚無僧—普化宗の僧侶 急度—かららず 宗門—宗旨、宗派

六ヶ敷—厄介な問題、難題 苦難—苦しみ、難儀

【解説】この文書の差出人である白井山浄水寺は、白井村（北群馬郡子持村）にあつた普化宗の寺院である。普化宗とは禪宗の一派で、その僧侶は小刀を腰につけ、深い編笠をかぶり、尺八を吹いて托鉢する虚無僧として知られている。元来、鐸や尺八を吹いて托鉢行脚したが、戸時代前期に宗派として公認され、無言・笛吹き・行脚などの行をして活動した。宗門改めの寺請制度とは関係せず、檀家をもたない無禄な宗派であったことから、普化僧は托鉢修行と称して多くの村々を巡つて収入を得ていた。

一方、村は虚無僧の托鉢に応じてお布施を出し、また宿泊の世話をするのが通例であつた。しかし、農繁期などの多忙な時期、あるいはたび重なる托鉢には負担しきれないことがあつた。この場合、村は普化宗寺院と協議し、一年間の布施金を見積もつて額を定め、まとめて納める方法をとつた。これを留場料といい、虚無僧の托鉢を差し止める地域を留場といった。この証文の宛先は、文書の伝存地から勢多郡箱田村と考えられ、享和元年（一八〇二）十一月から浄水寺の留場となつたとみることができる。門弟・虚無僧の止宿や修行がないかわり、箱田村は夏秋の二度、村高二〇〇石余に応じた留場料を浄水寺へ納めることにしたのである。